

関東信越税理士会 熊谷支部8月例会次第

日時 令和1年8月8日(木)

午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|--------------------------|---|------------|
| (1) 6月20日(木) | 総務部会・福祉共済部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 6月20日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 6月20日(木) | 第39回支部定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 6月21日(金) | 関東信越税理士会第68回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (5) 6月21日(金) | 熊谷間税会定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (6) 6月21日(金) | 大里地域税政協議会定期総会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (7) 6月25日(火) | 熊谷青色申告会通常代議員総会 | 於 | マロウドイン熊谷 |
| (8) 7月6・7日 | 灰野耕二会員ご令室様通夜・告別式 | 於 | ルミエール椿 |
| (9) 7月18日(木) | 関東信越税理士会埼玉県支部連合会第65回定期総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (10) 7月31日(木) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (11) 7月31日(木) | 正副支部長・地域長会 | 於 | 支部事務局 |
| (12) 8月 2日(金) | 南部地区委員会 | 於 | 日本海庄や 熊谷店 |
| (13) 8月 7日(水) | 大里地域税政協議会懇親会 | 於 | ホテルガーデンパレス |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 研修会

日時 8月8日(木) 午後2時00分～午後4時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 令和元年度税制改正

講師 松本純一先生

(2) 例会

日時 8月8日(木) 午後4時00分～午後4時30分

場所 ホテルガーデンパレス

(3) 署との協議会

日時 8月8日(木) 午後4時30分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

(4) 納涼会

日時 8月8日(木) 午後5時10分～

場所 ホテルガーデンパレス

(5) 中央地区委員会

日時 8月19日(月) 午後6時～

場所 いづみ寿司

(6) 三者懇談会・組織委員会・懇親会

日時 8月20日(火) 午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(7) 麻雀愛好会深谷大会

日時 8月22日(木) 午前11時～午後5時30分

場所 麻雀倶楽部紅白

(8) 深谷地区委員会

日時 8月22日(木) 午後6時00分～

場所 きんとう旅館

(9) 北部地区委員会

日時 8月22日(木) 午後6時00分～

場所 満る岡

- (10) 西部地区委員会
 日時 8月23日(金)午後6時00分～
 場所 大衆割烹 伍
- (11) 大里地区委員会
 日時 8月23日(金)午後6時00分～
 場所 喜楽
- (12) 東部地区委員会
 日時 8月28日(水)午後6時00分～
 場所 徳樹庵 熊谷銀座店
- (13) 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会
 日時 9月18日(水)午後2時～
 場所 熊谷市立商工会館
- (14) 熊谷税務署との協議会
 日時 9月3日(火)午後4時～
 場所 熊谷税務署
- (15) 正副支部長・地域長会議
 日時 9月3日(火)午後4時45分～
 場所 支部事務局
- (16) 県北地域全税共業務推進協議会
 日時 9月9日(月)午後4時30分～7時00分
 場所 ホテルガーデンパレス
- (17) 関東信越税理士会西川口支部創立50周年記念式典及び祝賀会
 日時 10月4日(金)午後4時～
 場所 川口駅前市民ホール フレンジィア

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

森嶋秀人(令和元年7月24日 新規入会・税務支援対策部)

〒360-0237 熊谷市永井太田16-11

TEL 589-0261 FAX 506-0834

転入

内田拓志(令和元年5月31日 行田支部より転入・税務支援対策部)

〒360-0026 熊谷市久下2-56-3

TEL・FAX 577-5857

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 9月9日(月) 午前 9時30分～

午前10時00分～

午前10時55分～12時55分

*バス 午前 9時10分

署との協議会

例会

研修会

熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 9月9日(月)午前10時55分～12時55分

内容 「税理士の為の健康講和」Ⅲ

講師 国際中医師 木津 学先生

単位 3単位(署との協議会を含む)

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(令和1年8日8日現在)

10月例会	10月 7日(月)	午前 9時30分～
11月例会	11月 7日(木)	午前10時30分～
12月例会	12月 5日(木)	午後 4時00分～
1月例会	1月14日(火)	午前 9時30分～
2月例会	2月 6日(木)	午前10時30分～
3月例会	3月26日(木)	午後 4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

埼玉協熊谷地域 8 月例会

令和 1 年 8 月 9 日 (月)

<会務報告>

- 令和 1 年 7 月 4 日 (木) 朝日生命 税理士 VIP 代理店業務推進会議
17:00 いづみ寿司
商品内容と代理店制度について
- 令和 1 年 7 月 16 日~17 日 第 5 回常務理事会・第 2 回地域長会
13:30 木暮
新役員スクーリング
- 令和 1 年 8 月 7 日 (水) 全税共業務推進会議
15:30 清水園
全税共第 3 4 回全国統一キャンペーンの推進について

<会務予定>

- 令和 1 年 8 月 21 日 (水) 日本生命地域業務推進会議
17:30 酒蔵はっかい
*FP ゼミナール
*商品内容および活用事例
- 令和 1 年 9 月 9 日 (月) 県北地域全税共業務推進会議
16:30 ホテルガーデンパレス
全税共第 3 4 回全国統一キャンペーンの推進について
- 令和 1 年 9 月 12 日 (木) あんしん財団地域業務推進会議
18:00 酒蔵はっかい

令和元年8月8日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
副支部長 福島泰彦
地域長 清水茂昭
支部国保長 相馬広明
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修 令和元年度支部研修会のご案内

拝啓 残暑厳しい今日このごろですが会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和元年9月9日(月) 午前10時55分～12時55分(例会終了後)
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「税理士のための健康講話」Ⅲ
講師 国際中医師 木津 学先生
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 3単位(署との協議会を含む)

資料準備の為、8月23日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和元年9月9日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

令和元年8月8日

関東信越税理士会
熊谷支部会員 各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
福祉共済部長 林 正浩

1日研修開催日程のご連絡

盛夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より福祉共済部活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、下記の通り、今年度の1日研修の日程が決まりました。

参加の可否のご連絡を9月2日(月曜日)までの先着40名様とさせていただきます。定員となり次第受付終了となりますので事務局宛にFAXいただけますようお願いいたします。

記

日時 令和元年9月20日(金曜日)

スケジュール 午前(古河セキスイ夢工場見学) → 昼食(未定) → 午後(筑波宇宙センター他一見学) → 夕食(未定) → 帰宅

(スケジュールの詳細は追ってご連絡いたします。)

参加費 10,000円(予定)9月の例会時に集金させていただきます。

支部事務局

TEL 521-3312

FAX 521-9612

9月20日(金曜日)の1日研修に

参加 ・ 不参加 します。

参加いただける方 : 希望集合場所

熊谷駅 ・ 籠原駅 ・ 深谷駅

氏名 _____

埼玉県税理士協同組合
組合員各位

令和元年8月8日

埼玉協熊谷地域
地域長 清水茂昭

県北地域全税共業務推進協議会開催について

拝啓 盛夏の候ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は県北地域の埼玉協組合活動に対し、温かいご指導ご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。さて、例年行われております県北地域（熊谷、行田、本庄、秩父）の業務推進協議会を本年も下記により開催することとなりました。

このキャンペーンは、埼玉協の根幹をなす全税共事業の最も重要な業務であり、関係生保各社にとりましても、このキャンペーンにかける期待は大きいものがあります。

今年も昨年の優秀な実績を上回る成果を残せるように県北4地域組合員と関係生保各社との協力関係をさらに強固なものにしたいと考えております。

つきましてはご多忙中とは思いますが、万障お繰り合わせの上、是非ともご出席いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

開催日：令和元年9月9日（月）

時 間：協議会・懇親会 午後4時30分～7時00分

場 所：ホテルガーデンパレス

住所 熊谷市佐谷田3248

TEL 048-525-7777

会 費：無料

議 題：第34回全税共全国統一キャンペーンについて

※バスは、熊谷駅南口 午後4時00分発です。

※なお、出欠について、8月23日（金）までにFAXにてご回答ください。

FAX 521-9612

（熊谷支部事務局）

令和元年9月9日の全税共業務推進協議会に 出席 ・ 欠席 します。

お名前

令和元年8月8日

会 員 各 位

支部長 寺山智久

税理士法及び会則順守について

会員の皆様におかれましては、税理士法・会則等を今一度読み返し、自らの業務の公共性と職責の重要性を改めて認識の上、厳正な綱紀の保持に努められるとともに、適正に業務を遂行されるよう切望いたします。

1 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等について

税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数〈国税庁ホームページ〉（単位：件）

会計年度	26	27	28	29	30
処分等件数	59	41	39	38	51
禁止	13	5	11	7	9
停止	46	36	28	31	42
戒告	0	0	0	0	0

2 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等について

（令和元年6月28日現在〈国税庁ホームページ〉関東信越税理士会処分税理士抜粋）

群馬県 A 税理士 信用失墜行為（自己脱税）及び

信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

埼玉県 I 税理士 故意による不真正税務書類の作成及び帳簿作成義務違反

埼玉県 O 税理士 信用失墜行為（自己脱税）

群馬県 K 税理士 故意による不真正税務書類の作成

長野県 S 税理士 （税理士法第45条第1項の処分）

長野県 Y 税理士 業務停止処分違反

3 税理士法抜粋

税理士法第36条 （脱税相談の禁止）

税理士法第37条 （信用失墜行為の禁止）

税理士法第37条の2 （非税理士に対する名義貸しの禁止）

税理士法第38条 （秘密を守る義務）

税理士法第39条 （会則を守る義務）

税理士法第41条 （帳簿作成の義務）

税理士法第41条の2 （使用人等に対する監督義務）

税理士法第41条の3 （助言義務）

令和元年度青年部、女性部主催研修会(埼税協共催)のご案内

本研修につきまして、下記の要領にて開催いたします。

受講を希望される会員の方は、受講申込欄に必要事項をご記入いただき、埼玉県連事務局宛FAXにてお申し込みください。

なお、当日は会員本人の「研修受講カード」を忘れずにお持ちください。
奮ってご参加ください！

記

日 時：令和元年9月18日(水) 13:30～16:40 3.5時間でカウントします

受付開始 13:00

開講式 13:30～13:40

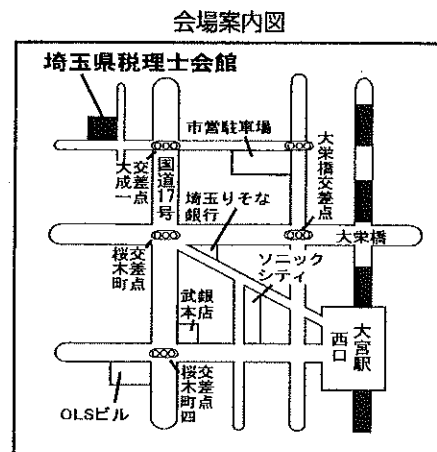
第1部 13:40～15:20

第2部 15:30～16:30

閉講式 16:30～16:40

懇親会 17:00～18:30

場 所：埼玉県税理士会館 3階会議室
さいたま市大宮区大成町1-289-2
TEL 048-665-3111
※大宮駅西口から徒歩17分



第1部テーマ：縮小するマーケットで挑戦する若手盆栽師
講 師：成勝園 盆栽師 平尾 成志 氏
※平尾 成志 氏は第1部のみとなります。

第2部テーマ：IT先進国エストニア視察から学ぶ、今若手税理士が取り組むべきこと
講 師：税理士・東京国際大学非常勤講師 江本 尚浩 氏

対 象：全会員(定員：100名)
※お申し込みが定員を超えた場合は、各支部青年部、女性部を優先いたしますので、あらかじめご了承ください。

受講料：無 料 ※研修会終了後、17時より懇親会を開催いたします。
参加希望者のみ会費5,000円。(当日受付にてお支払いいただきます)
場所：パレスホテル大宮 1階パルテール
住所：さいたま市大宮区桜木町1-7-5

申込方法：申込用紙に研修会、懇親会の出欠席についてご記入いただき、9月4日(水)までにご連絡をお願いいたします。懇親会のキャンセルについては9月16日(月)までに必ずご連絡ください。※当日のキャンセルは全額お支払いいただきます。

令和元年9月18日(水)開催

『埼玉県連青年部、女性部主催研修会(埼玉税協共催)』

申込用紙

申込締め切り日：9月4日(水)

(会場の都合により定員になり次第締め切らせていただきます)

税理士登録番号	
支 部 名	
氏 名	
懇親会出欠	出席 ・ 欠席

※懇親会出欠はどちらかに○印を付けてください。

F A X 返信先 0 4 8 - 6 6 5 - 3 8 8 8

<申込用紙送付先、お問い合わせ先>

関東信越税理士会埼玉県支部連合会 事務局(担当：工藤、山下)

TEL 048-665-3111

関与先に対して、法人版 事業承継税制（特例措置）の 適用要否を確認していますか？

平成30(2018)年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、非上場株式等の贈与税・相続税が100%猶予されることとなりました。

ただし、本税制の適用にあたっては、①令和5(2023)年3月31日までに特例承継計画を策定し都道府県に提出すること、②令和9(2027)年12月31日までに贈与を実行し、又は相続の開始があり、円滑化法の認定及び申告書の作成・提出を行うことのほか、一定期間ごとの報告等が必要となり、適用要件や手続が複雑です。

後々、関与先とトラブルにならないためにも、早めに関与先と話し合い、適切な対応策を確認するようにしましょう。

こんなことが 起きるかもしれません！

- △ 後々、経営者から、特例措置と相続時精算課税との比較など、顧問税理士からの説明が不足していた、そのようなリスクは聞いていなかったと言われ、責任を問われた。
- △ 経営者とは事業承継税制を適用しないことを確認していたが後継者には説明がされておらず、承継後、特例措置の適用を受けられないことについて責任を問われた。
- △ 経営者が金融機関から特例措置の話聞き、そのまま金融機関の紹介で別の税理士に特例措置の申請を依頼していた。その後、顧問契約もその税理士に変更された。
- △ 特例措置適用中に継続の手続が漏れ、納税猶予が突然打ち切りとなった。経営者と「継続届出書」に関する対応者の確認をしておらず、経営者は全て顧問税理士に任せただけで、自身では手続を把握していなかった。

まずは、経営者が事業承継に対してどのように考えているのか、事業承継診断票（中小企業庁作成）等を通じて関与先の意思確認を行うことが必要です。

関与先チェック項目

No.	項目	Yes	No
1	経営者に、事業承継についての意向を確認したことがない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	関与先が10年以内を目途に事業承継をする可能性がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	相続税の発生が見込まれる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	関与先が法人版事業承継税制（特例措置）の適用要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

No.1～4全てYesにチェックがついた関与先には、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否に関わらず、一度本制度の説明を行うことを推奨します。

関与先に有益となる情報は適宜提供し、関与先の維持・発展に寄与することが、顧問税理士として求められる対応と言えるでしょう。

特に、令和元(2019)年度税制改正により、個人版事業承継税制も創設されました。本制度によって数年後に関与先との予期せぬトラブルを発生させないため、また、中小企業の最も身近な相談者たる顧問税理士の責務として、税理士から関与先へ責任をもって確認を取るようにしましょう。

- 関与先の意向を確認すること
- 関与先に説明した実績を残すこと

顧問税理士が主導となり
対応することが、トラブル
回避の第一歩です。

日税連でも事業承継税制について、適宜有用となるコンテンツの提供、情報発信に努めています。

- ・ 法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項
- ・ マルチメディア研修（令和元年8月配信予定）
- ・ 中小企業支援に係る研修会（平成30年9月配信）

詳細は各税理士会又は日税連ホームページをご確認ください。

各省庁等新着情報（小規模企業振興基本計画、欠損金の繰戻しによる還付の請求、法人税基本通達等の一部改正、租税教育講義用テキストの改訂）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の4点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 経済産業省「小規模企業振興基本計画（第II期）が閣議決定されました」

小規模企業振興基本計画は、小規模企業振興基本法に基づき政府が策定するものです。小規模企業振興基本計画は情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに変更するものとされており、今回、初の変更が行われました。

詳細については、下記の経済産業省ホームページにごございますPDFファイルをご確認ください。

- 経済産業省「小規模企業振興基本計画（第II期）が閣議決定されました」

→ <https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190618002/20190618002.html>

2. 国税庁「「欠損金の繰戻しによる還付請求書」等の誤りについて」

平成30年6月29日付課法7-21ほか4課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について」（法令解釈通達）で定めた様式に誤りがあったため、ホームページ上から削除されました。

書面で欠損金の繰戻しによる還付の請求を行う場合は、下記国税庁ホームページにごございます「申請書様式・記載要領」から様式を印刷して使用してください。

- 国税庁「[手続名] 欠損金の繰戻しによる還付の請求」

→ https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

3. 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」

昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）ほか5件の法令解釈通達の一部が改正されました。

詳細については、下記の国税庁ホームページにごございますPDFファイルをご確認ください。

また、この改正に伴い「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ」も公開されておりますので、併せてご確認ください。

- 国税庁「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」

→ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/1906xx/index.htm>

- 国税庁「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ」

→ https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/teikihoken_FAQ/index.htm

4. 日税連「租税教育講義用テキストの改訂について」

日税連ホームページにおいて、租税教育講義用テキスト2019年改訂版が公開されました。

このテキストは、日税連で税理士が租税教室の講師を務める際の参考に資することを目的に発行しているものです。

詳細については、下記日税連ホームページにごございますPDFファイルをご確認ください。

- 日税連「租税教育」

→ <http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/education/>

令和元年7月16日
広報部長 板垣 弘一

「任意の消費税及び地方消費税の中間申告書」様式の国税庁ホームページ掲載について(お知らせ)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

このほど、国税庁ホームページに「任意の消費税及び地方消費税の中間申告書」様式が掲載されました。このことにより「任意の消費税及び地方消費税の中間申告」についてもe-Taxが可能となりましたのでお知らせいたします。

消費税に係る「任意の中間申告制度」は、消費税滞納の未然防止策として、中間申告義務のない事業者であっても、2回に分けて納税できるよう創設された制度であり、納税者の積極的な納税の意思を尊重すべきものであることから、会員の皆様におかれては、税理士業務にご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該様式のホームページへの掲載については、平成29・30年度の国税局幹部との協議会において本会が要望してきたところであり、このたび要望がかない実現したものです。

また、この件については、本会会報8月号(第771号)においてもお知らせする予定です。

○国税庁ホームページ「消費税及び地方消費税の中間申告書(任意の中間申告)」

→ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/shinkoku/itiran/pdf/08.pdf>

令和元年7月16日

広報部長 板垣 弘一



第26号様式 消費税及び地方消費税の中間申告書

納税地 (フリガナ)
(電話番号)
個人番号又は氏名 (フリガナ)
代表者氏名又は氏名
税理士署名押印
(電話番号)

(注) 平成28年1月1日以後に開始する課税期間分の中間申告書から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

令和 年 月 日
税務署長殿
令和 年 月 日 課税期間分の中間申告書
送信日付印 確認印 番号確認
消費税 納付すべき消費税額
地方消費税 納付すべき地方消費税額
消費税及び地方消費税の合計納付税額

(税務署提出用)

令和元年8月吉日

組合員各位

埼玉県税理士協同組合
熊谷地域長 清水 茂昭

あんしん財団 埼玉支局
支局長 林 靖一

令和元年度 あんしん財団地域推進協議会について

拝啓 時下ますますご健勝のことと存じ上げます。

平素は埼玉県税理士協同組合の組合活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、下記の通りあんしん財団地域推進協議会を開催いたします。

ご出席いただける方は、熊谷支部事務局までFAXにてお知らせください。

敬具

1. 日時：令和元年9月12日（木）18：00～

2. 場所：酒蔵 はっかい

熊谷市本町2-125 Tel 048-527-2941

※お手数ながら8月30日（金）までにFAXにてご返信をお願いいたします。

熊谷支部事務局

FAX 048-521-9612

令和元年9月12日（木）開催のあんしん財団地域推進会議に

（ 出 席 ・ 欠 席 ） します。

氏 名 （ ）

日時 令和元年8月8日(木)
16時30分～
場所 杉木ガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 税務署からの連絡事項

- (1) 税務署職員の担当について (総務課)
別添1「令和元事務年度 熊谷署職員名簿」参照

表中の◎は総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官、
○は課長補佐・連絡調整官・総括上席を表しております。

- (2) 税理士業務のセルフチェック表を活用した実態確認について (総務課)

国税局・税務署では、皆様のご理解・ご協力のもと、税理士業務の執行状況についての実態確認を実施しております。

対象の方には、事前にセルフチェック表を送付いたしますので、執行状況を点検していただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

- (3) 関東信越国税局管内における主な広域運営について (総務課)
別添2「令和元事務年度における広域運営等対象署一覧表」参照

今事務年度の関東信越国税局管内における広域運営対象署の一覧です。

熊谷署の右側各欄に記載されておりますのが、広域運営を担当する署となり、それぞれの担当者は、熊谷署に併任発令され、熊谷署の職員として調査等にお伺いしますので、ご承知おきください。

具体的には、総合特別国税調査官であれば大宮署の担当者が熊谷署の職員として調査等にお伺いいたしますので、ご承知おきください。

- (4) 社会人経験者採用試験(国税調査官級)について (総務課)
別添3「挑む」参照

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く社会人経験者を募集しております。

申込み方法など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

- (5) 「国税職員の綱紀の厳正な保持」に関するお願いについて (総務課)
別添4「『国税職員の綱紀の厳正な保持』に関するお願いについて」
別添5「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」

先般、東京国税局管内において、元税務職員である税理士が複数の現職の税務職員に対し現金を贈与していた事実が把握され、その結果、現職職員が国家公務員倫理法違反による懲戒処分を受けるという事案が発生しました。今回の事案の発生を重く受け止め、再発防止策を講じているところです。つきましては、皆様におかれましても、国家公務員倫理法令における禁止事項を今一度ご理解いただき、税務職員に対する金銭の贈与や利益供与等は、たとえ利害関係者に該当しない場合であっても倫理法違反を招く虞のある行為でありますので、慎んでいただきますようお願い申し上げます。

国家公務員倫理審査会が作成しましたリーフレット添付しましたので、是非ご一読ください。

なお、令和元年7月2日付で関東信越税理士会に対し会員の皆様への注意喚起を依頼しておりますこと申し添えます。

- (6) 申告書等閲覧サービスの実施について (総務課)
別添6「申告書等閲覧サービスの実施について」

本年9月1日から申告書等閲覧時に写真撮影が限定的に認められることになりました。詳細については、別添6「申告書等閲覧サービスの実施について」をご覧ください。

なお、関東信越税理士会(局連)に対しては、8月6日(火)開催予定の正副会長会において、周知を予定しています。

- (7) 個人事業者の消費税及び地方消費税の中間申告について (管理運営部門)
- ・ 申告書の発送日 令和元年7月31日(水)
 - ・ 申告期限及び納期限 令和元年9月2日(月)
 - ・ 口座振替日 令和元年9月27日(金)

関与先等に対しまして、納期限及び振替日の周知をお願いいたします。

- (8) 換価の猶予について (徴収部門)
- 別添リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」
参照

国税庁ホームページ掲載場所

- パンフレット・手引き > その他・・・猶予の申請の手引とリーフレット
- 申請・届出様式 > 納税証明・納税手続き・・・申請書等

税務署では期限内納付が困難な方に対し、猶予制度の説明を行っております。

平成27年4月から「申請による換価の猶予制度」新設され、猶予申請される方が増えてまいりました。

別添リーフレットに申請要件、メリット、提出する書類等が記載されています。

顧問先から納税が困難であるとの相談がありましたら、「申請による換価の猶予」についてご指導いただきますようお願いいたします。

- (9) 令和元年度訪問個別記帳指導について (個人課税部門)

税理士会熊谷支部の先生方のご協力により、令和元年7月から10名の納税者に対し、訪問による個別記帳指導を実施していただいているところです。例年に引き続き税務支援に関するご協力に対し、この場をお借りして感謝申し上げます。

- (10) その他

添付書類

- 1 「令和元事務年度 熊谷署職員名簿」
- 2 「令和元事務年度における広域運営等対象署一覧表」
- 3 「挑む」
- 4 「『国税職員の綱紀の厳正な保持』に関するお願いについて」
- 5 「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」
- 6 「申告書等閲覧サービスの実施について」

リーフレット

- 「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」

4 県税事務所からの連絡事項

- 令和元年度個人事業税定期課税について

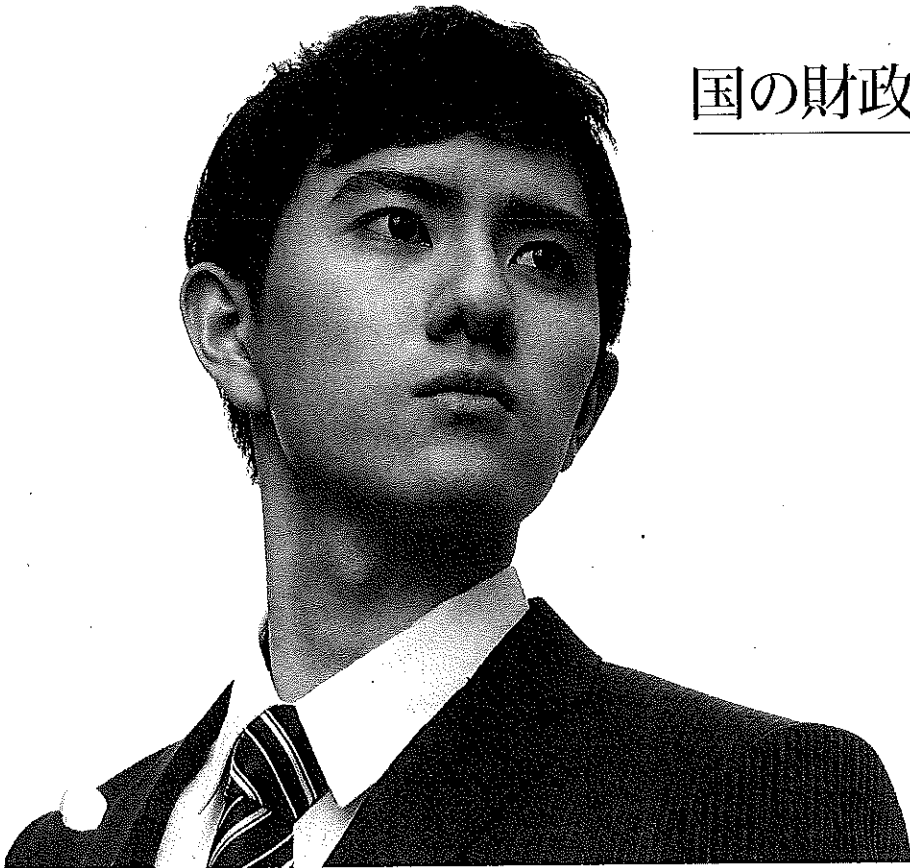
令和元事務年度 熊谷署職員名簿

令和元年8月1日現在

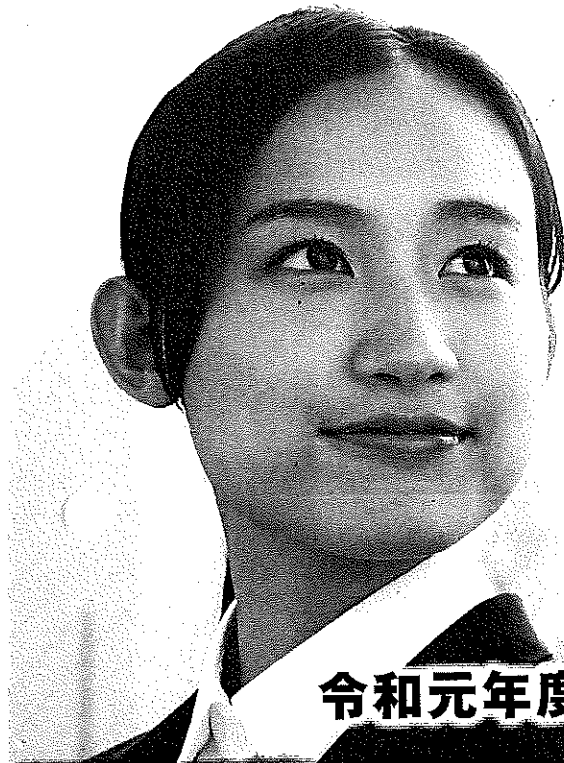
署長	1	個人第一	8	法人第一	8
片桐 亨		◎ 福永 茂樹 ○ 川本 正博		◎ 堀川 晃 ○ 鈴木 雅美	法人税 消費税(法人) 源泉所得税 間接諸税(印紙税 揮発油税等)事務
副署長	2	渡邊 英治	申告所得税・消費税 (個人事業者)事務	出浦 宏昌	
小平 吉秋		星 崎 彰		小林 稔	
関野 和宏		八木 敦史		吉田 和子	
		西岡 利仁		北澤 佑未子	
総務課	5	瀧澤 志穂		齊藤 あや乃	
◎ 藤井 修 ○ 矢尻 友美	総務事務全般	高野 歩		有賀 大樹	
小田 宏樹		個人第二	7	法人第二	6
山田 晋作		◎ 宮本 武佳	調査指導等	◎ 川上 英樹	調査指導等
川部 耕平		渡邊 正道		藤井 永晋	
		武井 正樹		村上 俊慈郎	
	原田 梓	佐々木 健			
	小瀬 政之	荒江 雄太朗			
管理運営第一	5	伊佐治 昂己		榎園 美紀	
◎ 松澤 佳幸 ○ 阿部 貞山美	内部事務	大平 輝		法人第三	6
木島 賢		個人第三	8	◎ 渡邊 和昭	調査指導等
金子 高悦		◎ 齋藤 隆司	調査指導等	藤野 真一郎	
松澤 妃佐		小島 吉博		齊藤 盟	
		根岸 洋昭		塚本 和哉	
	高橋 美枝	伊藤 康宏			
管理運営第二	6	内田 千香子			坂口 卓矢
◎ 武川 晴美 小山 善浩	内部事務	番場 桃子		法人第四	5
瀬下 友行		姫野 裕太郎		◎ 清水 秀樹	調査指導等
増田 明子		橋本 涉		小林 晃規	
星澤 賢二		審理専門官	1	荒瀬 尚彦	
渡邊 貴彦		◎ 夏目 宏	審理(所得税等)事務	鹿久保 雅人	
			山口 菜月		
管理運営第三	6	資産	7		
◎ 大竹 明	内部事務	◎ 阿部 佳寛	相続税・贈与税 申告所得税 (譲渡所得)事務	酒類指導官	9
大畑 実代		小崎 芳嗣		◎ 宮川 清	酒税・免許事務
新藤 千恵		堀内 香織		長濱 利行	
佐伯 隆文		重石 賢二		吉澤 弘純	
上條 泰永		齋藤 桂介		西園 健次	
関根 哲平	平尾 優佳	築谷 貴史			
徴収特官	3	角田 歩美		中内 良紀	
◎ 岩佐 格	滞納処分等			船山 香織	
川上 達夫		法人特官	6	成田 綾乃	
浅野 堅太郎				神田 光	
徴収	4	◎ 飯塚 康志		(調査検査担当)	4
◎ 小玉 秀市	滞納処分等	◎ 羽鳥 圭介	調査指導等	◎ 宮崎 裕	調査指導等
田畑 典子		◎ 矢下 米子		濱 一彦	
芹川 直紀		茨城 武志		山崎 眞勝	
山川 新太郎		大山 重樹		藤崎 斗人	
		山口 健太郎			
個人特官	3			酒類業調整官	2
◎ 佐藤 明信	調査指導等			◎ 相馬 崇司	酒類行政事務
◎ 黒田 友宏				進藤 麻里菜	
道場 義夫					

※◎…総務課長・特官・統括官・専門官・酒類指導官・酒類業調整官 ○…課長補佐・連絡調整官・総括上席

国の財政基盤を支えるために



挑む



税のスペシャリストを目指して

令和元年度(2019年度) 国家公務員

国税庁経験者採用試験

申込受付期間 令和元年(2019年) 8月2日(金)~8月20日(火)

第一次試験日 令和元年(2019年) 9月29日(日)



令和元年8月8日

関東信越税理士会
熊谷支部会員各位

熊谷税務署長

「国税職員の綱紀の厳正な保持」に関するお願いについて

税務行政の運営に対し、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当局においては、職員の綱紀の厳正な保持について、かねてから徹底を図っているところですが、先般、東京国税局管内において、元税務職員である税理士が複数の現職の税務職員に対し現金を贈与していた事実が把握され、その結果、現職職員4名が国家公務員法違反及び国家公務員倫理法令違反により懲戒処分を受けるという事案が発生しました。また、同税理士については、別の複数の税務職員に対しその飲食代を負担したこと等も発覚し、関係する職員が矯正措置等の処分を受けました。当局では、今回の事案の発生を重く受け止め、再発防止策を講じているところです。

つきましては、貴殿におかれましても、国家公務員倫理法令における禁止事項を今一度ご理解いただき、税務職員に対する金銭の贈与や利益供与（飲食代の負担を含む）等は、たとえ利害関係者に該当しない場合であっても倫理法違反を招く虞のある行為であることから、厳に慎むようお願い申し上げます。

国家公務員倫理審査会が作成したリーフレットを配付しますので、ぜひご一読いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

× 金銭や物品の贈与

たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

国家公務員本人との関係でない場合(例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど)はOK

× 酒食等のもてなし(接待)

公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合はOK

多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合はOK

割り勘で飲食を共にする場合はOK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

× 車での送迎など、無償でのサービスの提供

職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する場合はOK

× 一緒に麻雀等の遊戯、ゴルフ、旅行をすること

公務員が自身の費用を負担した場合も違反

× 金銭の貸付け

金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合はOK

× 未公開株式の譲渡

有償であっても無償であっても違反

× 無償での物品や不動産の貸付け

訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合はOK

あなたにとって利害関係者に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ☑ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

電話 03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29~1/3までを除く、9:30~18:15)

FAX 03-3581-1802

郵送 〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

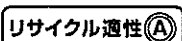
WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)

国税庁

申告書等閲覧サービスの実施について

税務署では、納税者の皆様が過去の申告事績等を確認して今後の適正な申告書等の作成を行う場合に、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達」という行政目的にかなう範囲で、御提出済みの申告書等（各種申請書、届出書、請求書を含みます。）を閲覧に供するサービスを実施しています。

この閲覧サービスは、個人情報保護を保護する観点から次の要領で実施します。

(注) この申告書等閲覧サービスは、申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に限って実施するものですので、これ以外の目的（第三者からの申告内容の問合せに対する回答など）のためには利用することはできません。

【実施要領】

1 閲覧申請の受付等

閲覧申請は、納税地を所轄する税務署（酒税については、酒類販売場等の所在地を所轄する税務署を含みます。）の管理運営部門又は管理運営・徴収部門（いずれも設置されていない税務署では総務課）の窓口で受け付けます。

閲覧時に記録が必要な際は、原則として書き写しになりますが、次の事項に同意を頂ける場合には、写真撮影も可能です。

- ・ デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット又は携帯電話など、撮影した写真をその場で確認できる機器を使用すること（動画は不可）。
- ・ 収受日付印のある書類等は、収受日付印、氏名、住所等を被覆した状態で撮影すること。
- ・ 撮影した写真を署員に確認させ、対象書類以外が写り込んでいた場合は、署員の指示に従い消去すること。
- ・ 撮影した写真は申告書等の内容確認以外で利用しないこと。

2 閲覧サービスの対象文書

所得税及び復興特別所得税申告書、法人税及び地方法人税申告書、復興特別法人税申告書、消費税及び地方消費税申告書、相続税申告書、贈与税申告書、酒税納税申告書、間接諸税の申告書、各種申請書、届出書、請求書、報告書等及び納税者がこれらの申告書等に添付して提出された書類（例えば、青色申告決算書や収支内訳書などをいい、所得税及び復興特別所得税申告書に添付された医療費の領収書等を除きます。）

3 閲覧申請者の範囲等

申告書等の閲覧は、納税者本人（納税者には酒類販売業者等を含みます。）又はその代理人が行うことができます。

(1) 納税者本人について、次に掲げる場合にはそれぞれ次に掲げる方が該当します。

- ・ 法人（人格のない社団等を含みます。）が提出した申告書等を閲覧される場合：法人の代表者（代表清算人及び破産管財人を含みます。）
- ・ 納税者の方が申告書等を提出する前に亡くなられた場合で相続人の方が提出した申告書等又は亡くなられた方が生前に提出した申告書等を閲覧される場合：相続人

(2) 代理人の範囲は次のとおりです。

- ・ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（納税者が個人である場合に限り。）
- ・ 配偶者及び4親等以内の親族（納税者が個人である場合に限り。）
- ・ 納税管理人（納税者が個人である場合に限り。）
- ・ 税理士、弁護士、行政書士（行政書士については、その業務として作成できる書類に限り。）
- ・ 当該法人の役員又は従業員

4 閲覧申請時に必要な書類等

〈納税者本人が閲覧を申請される場合〉

(1) 閲覧申請書に記載された閲覧申請をされる方の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている次に掲げる書類のいずれかを提示する必要があります。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険等の被保険者証
- ③ 個人番号カード
- ④ 住民基本台帳カード

- ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード
- ⑥ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書
- ⑦ 上記①から⑥以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該閲覧申請をされる方が本人であることを確認することができるもの

(注) 運転免許証等により、顔写真で本人であることを照合できる場合を除き、いくつかの質問をさせて頂くなどして本人であることを確認させていただきます。

(2) 次に掲げる申告書等を閲覧される場合には、それぞれ次の書類の提出が必要となります。

- ① 共同で提出された相続税申告書の全体の場合
閲覧申請をされる方以外の相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館が発行した署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）。
- ② 亡くなられた方が生前に提出された申告書等の場合
 - ・ 相続人全員を明らかにする戸籍謄（抄）本又は法定相続情報一覧図の写し（図形式）（申請日前30日以内に発行されたもの）
 - ・ 閲覧申請をされる方以外の相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館が発行した署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）。

<代理人が閲覧を申請される場合>

代理人の区分ごとに次の書類の提示又は提出が必要となります。

申告書等の分類	個人に係る申告書等				法人に係る申告書等
	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	配偶者・4親等以内の親族	納税管理人	税理士 弁護士 行政書士	法人の役員・従業員
必要書類					
代理人本人であることを確認する書類	提示	提示	提示	提示	提示
委任状（納税者本人の実印（届出印）が押印されたもの）		提出	提出 <small>※実印以外での押印でも差し支えありません。</small>	提出	提出
印鑑登録証明書又は署名証明書（申請日前30日以内に発行されたもの）		提出		提出	提出
戸籍謄（抄）本、家庭裁判所の証明書又は登記事項証明書で申請日前30日以内に発行されたもの	提示又は提出				
戸籍謄（抄）本若しくは住民票の写し（申請日前30日以内に発行されたもの）又は健康保険等の被保険者証等で本人との親族関係が確認できるもの		提示又は提出			
税理士証票、弁護士の身分証明書、行政書士証票				提示	
役員又は従業員の地位を証する書類（社員証など）					提示

- (注1) 顔写真のある運転免許証等の証票で本人であることを照合できる場合を除き、いくつかの質問により代理人本人であることを確認させて頂くほか、納税者本人に対して電話により委任の事実を確認することがあります。
- (注2) 税理士又は弁護士が代理する場合、申告書等の閲覧の代理は税務代理行為に当たりませんので、申告書等に添付した税務代理権限証書に基づく閲覧はできず、本人からの委任状等の提出が必要になります。
- (注3) 共同で提出された相続税申告書を閲覧申請される場合、共同で提出した相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館が発行した署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）の提出が必要です。
- (注4) 亡くなられた方が生前に提出された申告書等を閲覧される場合、相続人全員を明らかにする戸籍謄（抄）本又は法定相続情報一覧図の写し（図形式）並びに相続人全員の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書（日本政府の在外公館が発行した署名証明書も可。申請日前30日以内に発行されたもの）の提出が必要です。

5 申告書等のコピーの交付について

申告書等のコピーの交付は、原則として、下記の理由から実施いたしません。

- ・ 本サービスは申告書の作成等に資するために実施しており、閲覧により当該目的を達成できること
- ・ 個人又は法人の固有の目的のために謄写費用や事務量を負担することは公平性の観点から制約があること

同様の趣旨から、書き写した又は写真撮影した内容等が原本と相違ないことを証明するといったことも行っておりません。

令和元年度個人事業税定期課税について

令和元年8月8日 埼玉県熊谷県税事務所

8月1日付けで納税通知書を発送しました。納期内納税に御協力をお願いいたします。

納税通知書発付件数 2, 226件

調定額 340, 623千円

第1期納期限： 9月2日（月）

第2期納期限： 12月2日（月）

納税は金融機関のほか、コンビニエンスストア(税額が30万円以下の納付書に限る。)でも行えます。また、インターネットバンキングやATMなどでのペイジー納付も可能です。

さらに、インターネットウェブサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードを利用しての納付も可能になりました。(税額が30万円以下の納付書に限る。)

安全・確実・便利な口座振替の利用につきましても、御協力をお願いいたします。

※定期課税分の口座振替利用率 36.3%